



# 島根県報

平成20年 5月27日 (火)  
第 1,986 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 告 示

生活保護法の規定による介護機関の指定	(地 域 福 祉 課)	1
介護保険法の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定 (2件)	(高 齢 者 福 祉 課)	2
補助金等交付規則第3条の規定により少子化対策民間活動助成事業補助金の交付の対象等を定める告示	(青 少 年 家 庭 課)	3
農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定	(農 業 経 営 課)	4
保安林予定森林 (3件)	(森 林 整 備 課)	7
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定に基づく狩猟鳥獣捕獲禁止地区の指定に係る公聴会の開催	( " )	9
道路の区域の変更	(道 路 維 持 課)	9
道路の供用開始	( " )	10

### 公 告

平成20年度登録販売者試験の実施	(薬 事 衛 生 課)	11
開発行為に関する工事の完了 (3件)	(都 市 計 画 課)	12
確知できない宅地建物取引業者の所在	(建 築 住 宅 課)	13

### 教委告示

博物館登録事項の変更	(文 化 財 課)	13
------------	-----------	----

## 告 示

### 島根県告示第478号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成20年 5月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事 業 者		実施する事業	事 業 所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
社会福祉法人 やまゆり	出雲市佐田町一窪田 1961番地 5	居宅介護支援事業	やまゆり居宅介護支援事業所	出雲市佐田町一窪田 1961番地 5	平成20年 4月 1日
社会福祉法人 やまゆり	出雲市佐田町一窪田 1961番地 5	介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム やまゆり苑	出雲市佐田町一窪田 1961番地 5	平成20年 4月 1日
社会福祉法人 やまゆり	出雲市佐田町一窪田 1961番地 5	短期入所生活介護	やまゆり短期入所事業所	出雲市佐田町一窪田 1961番地 5	平成20年 4月 1日

社会福祉法人 やまゆり	出雲市佐田町一窪田 1961番地5	介護予防短期 入所生活介護	やまゆり短期入所事 業所	出雲市佐田町一窪田 1961番地5	平成20年 4月1日
社会福祉法人 やまゆり	出雲市佐田町一窪田 1961番地5	訪問介護	やまゆり訪問介護事 業所	出雲市佐田町一窪田 1961番地5	平成20年 4月1日
社会福祉法人 やまゆり	出雲市佐田町一窪田 1961番地5	介護予防訪問 介護	やまゆり訪問介護事 業所	出雲市佐田町一窪田 1961番地5	平成20年 4月1日
社会福祉法人 やまゆり	出雲市佐田町一窪田 1961番地5	通所介護	通所 やまゆり	出雲市佐田町一窪田 1961番地5	平成20年 4月1日
社会福祉法人 やまゆり	出雲市佐田町一窪田 1961番地5	介護予防通所 介護	通所 やまゆり	出雲市佐田町一窪田 1961番地5	平成20年 4月1日
社会福祉法人 やまゆり	出雲市佐田町一窪田 1961番地5	認知症対応型 通所介護	通所 ひだまりの家	出雲市佐田町一窪田 1961番地5	平成20年 4月1日
社会福祉法人 やまゆり	出雲市佐田町一窪田 1961番地5	介護予防認知 症対応型通所 介護	通所 ひだまりの家	出雲市佐田町一窪田 1961番地5	平成20年 4月1日
社会福祉法人 やまゆり	出雲市佐田町一窪田 1961番地5	通所介護	通所 朝原	出雲市佐田町朝原 568番地	平成20年 4月1日
社会福祉法人 やまゆり	出雲市佐田町一窪田 1961番地5	介護予防通所 介護	通所 朝原	出雲市佐田町朝原 568番地	平成20年 4月1日
社会福祉法人 やまゆり	出雲市佐田町一窪田 1961番地5	通所介護	通所 かがやきの家	出雲市佐田町須佐73 6番地2	平成20年 4月1日
社会福祉法人 やまゆり	出雲市佐田町一窪田 1961番地5	介護予防通所 介護	通所 かがやきの家	出雲市佐田町須佐 736番地2	平成20年 4月1日
社会福祉法人 やまゆり	出雲市佐田町一窪田 1961番地5	通所介護	通所 こもれびの家	出雲市佐田町反辺 1368番地	平成20年 4月1日
社会福祉法人 やまゆり	出雲市佐田町一窪田 1961番地5	介護予防通所 介護	通所 こもれびの家	出雲市佐田町反辺 1368番地	平成20年 4月1日
社会福祉法人 やまゆり	出雲市佐田町一窪田 1961番地5	通所介護	通所 八幡原	出雲市佐田町八幡原 262番地	平成20年 4月1日
社会福祉法人 やまゆり	出雲市佐田町一窪田 1961番地5	介護予防通所 介護	通所 八幡原	出雲市佐田町八幡原 262番地	平成20年 4月1日
社会福祉法人 やまゆり	出雲市佐田町一窪田 1961番地5	認知症対応型 共同生活介護	グループホーム せ せらぎの家	出雲市佐田町一窪田 118番地	平成20年 4月1日
社会福祉法人 やまゆり	出雲市佐田町一窪田 1961番地5	介護予防認知 症対応型共同 生活介護	グループホーム せ せらぎの家	出雲市佐田町一窪田 118番地	平成20年 4月1日
社会福祉法人 西ノ島福祉会	隠岐郡西ノ島町大字 美田3078番地19	介護予防通所 介護	みゆき荘デイサービ スセンター	隠岐郡西ノ島町大字 美田3078番地19	平成20年 3月8日

## 島根県告示第479号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定に基づき告示する。

平成20年5月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
特定非営利活動法人 Being	居宅介護支援事業所 こもれば	浜田市金城町久佐イ1389番地1	平成20年 6月1日

## 島根県告示第480号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定に基づき告示する。

平成20年5月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
有限会社 司	ケアプラン向日葵の家	簸川郡斐川町莊原町3169番地20	平成20年 6月1日

## 島根県告示第481号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、少子化対策民間活動助成事業補助金の交付の対象等を次のように定める。

補助金等交付規則第3条の規定により少子化対策民間活動助成事業補助金の交付の対象等を定める告示（平成19年島根県告示第383号）は、廃止する。

平成20年5月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 補助金等の名称

少子化対策民間活動助成事業補助金

## 2 交付の目的

少子化対策の推進に資する事業に取り組む民間団体等を支援し、又は育成し、もって県民が主体的に行う少子化対策のための多様な取組を促進することを目的とする。

## 3 交付の対象となる事業の内容

補助金の対象となる事業の内容は、知事が別に定めるものとする。ただし、営利を目的とするもの及び当該事業を実施する民間団体等の構成員のみを対象とするものを除く。

## 4 交付の対象である経費、交付の率及び交付の限度額

交付の対象である経費	交 付 の 率	交付の限度額
補助事業に要する経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるもの。	交付の対象である経費の実支出額（寄附金その他の収入額を控除した額をいう。）の10分の10以内	1事業につき 200,000円以内

島根県告示第482号

農地法（昭和27年法律第229号）第3条第2項第5号の規定により、次に掲げる区域について別段の面積を定め、平成20年7月1日から施行する。

農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定（平成15年島根県告示第19号）は、廃止する。

この告示の施行の日前に農地法施行令（昭和27年政令第445号）第1条の2第1項又は第3項の規定によりそれぞれ農業委員会（経由する場合を含む。）又は知事に提出された申請書に対する農地法第3条第1項の許可については、なお従前の例による。

平成20年5月27日

島根県知事 溝口善兵衛

市町村名	設 定 区 域	別段の面積
松江市	旧松江市の区域	40アール
	旧乃木村の区域	30アール
	旧持田村の区域	40アール
	旧忌部村の区域	40アール
	旧大野村の区域	40アール
	旧秋鹿村の区域	30アール
	旧御津村の区域	20アール
	旧佐太村の区域	30アール
	旧恵曇町の区域	20アール
	旧島根町の区域	30アール
	旧千酌村の区域	30アール
	旧片江村の区域	20アール
	旧美保関町の区域	30アール
	旧森山村の区域	30アール
	旧岩坂村の区域	40アール
	旧熊野村の区域	40アール
	旧玉湯町の区域	30アール
	旧来待村の区域	40アール
旧宍道町の区域	30アール	
旧八束町の区域	30アール	
浜田市	旧浜田市の区域	30アール
	旧大麻村の区域（平成17年9月30日現在において浜田市に属する区域に限る。）	20アール
	旧今福村の区域（平成17年9月30日現在において浜田市に属する区域に限る。）	40アール
	旧国府村の区域	20アール
	旧有福村の区域	30アール
	旧雲城村の区域	40アール
	旧木田村の区域	40アール
	旧都川村の区域	40アール
	旧今市村の区域	40アール
	旧黒沢村の区域	30アール
	旧岡見村の区域	20アール
	旧三保村の区域	20アール

	旧三隅町の区域	30アール
	旧井野村の区域	30アール
	旧大麻村の区域 (平成17年 9 月30日現在において三隅町に属する区域に限る。)	40アール
出雲市	今市町	20アール
	大津町	40アール
	塩冶町	30アール
	旧神門村の区域	40アール
	旧園村の区域	20アール
	旧荒茅村の区域	30アール
	旧朝山村の区域	30アール
	旧稗原村の区域	40アール
	旧上津村の区域	40アール
	旧乙立村の区域 (平成17年 3 月21日現在において出雲市に属する区域に限る。)	30アール
	旧鱒淵村の区域	20アール
	旧西田村の区域	40アール
	旧北浜村の区域	20アール
	旧佐香村の区域	20アール
	旧東村の区域	40アール
	旧伊野村の区域	40アール
	旧佐田町の区域	40アール
	旧田儀村及び神原の区域	30アール
	旧田岐村の区域	20アール
	旧久村の区域	30アール
	旧江南村の区域	30アール
	旧西浜村の区域	20アール
	旧荒木村の区域	40アール
旧大社町の区域	20アール	
旧日御碕村の区域	20アール	
旧鶴鷲村の区域	20アール	
旧遥堪村の区域	40アール	
益田市	旧益田町の区域	30アール
	旧安田村の区域	30アール
	旧鎌手村の区域	20アール
	旧種村の区域	40アール
	旧北仙道村の区域	40アール
	旧真砂村の区域	40アール
	旧豊川村の区域	30アール
	旧豊田村の区域	30アール
	旧高城村の区域	30アール
	旧小野村の区域	30アール
	旧中西村の区域	40アール
	旧美都町の区域	30アール

	旧匹見上村の区域	30アール
	旧匹見下村の区域	30アール
大田市	旧大田町の区域	20アール
	旧山口村の区域	40アール
	旧長久村の区域	40アール
	旧鳥井村の区域	30アール
	旧久手町の区域	30アール
	旧波根東村の区域	20アール
	旧朝山村の区域	30アール
	旧富山村の区域	40アール
	旧佐比売村の区域	40アール
	旧川合村の区域	30アール
	旧大森町の区域	20アール
	旧水上村の区域	30アール
	旧五十猛村の区域	30アール
	旧静間村の区域	30アール
	旧大屋村の区域	30アール
	旧久利村の区域	30アール
	旧祖式村の区域	30アール
	旧大代村の区域	40アール
	旧井田村の区域	40アール
	旧福浦村の区域	20アール
	旧福光村の区域	30アール
	旧温泉津町の区域	20アール
	旧湯里村の区域	20アール
	旧馬路村の区域	20アール
	旧大国村の区域	20アール
	旧仁万町の区域	20アール
	旧宅野村の区域	30アール
江津市	全域	20アール
雲南市	大東町	40アール
	加茂町	30アール
	木次町	30アール
	三刀屋町	30アール
	掛合町	40アール
東出雲町	旧出雲郷村の区域	40アール
	旧揖屋町の区域	30アール
	旧意東村の区域	40アール
奥出雲町	八川2500 - 44、2500 - 55、2500 - 58、2500 - 61、2500 - 64、2500 - 68、2500 - 71、 2500 - 74、2500 - 75	10アール
飯南町	旧谷村の区域	40アール
川本町	旧川本町の区域	30アール

	旧川下村の区域	30アール
	旧三谷村の区域	40アール
	旧祖式村の区域	30アール
美郷町	旧布施村の区域	40アール
	上記以外の区域	30アール
邑南町	旧井原村の区域	40アール
	旧出羽村の区域	40アール
	旧布施村の区域	40アール
	旧市木村の区域	40アール
	旧口羽村の区域	30アール
	旧阿須那村の区域	40アール
津和野町	旧津和野町の区域	30アール
	旧小川村の区域（平成17年 9月24日現在において津和野町に属する区域に限る。）	40アール
	旧日原町の区域	30アール
吉賀町	全域	40アール
海士町	農村基盤総合整備事業実施区域	30アール
	中山間地域総合整備事業実施区域	30アール
	上記以外の区域	10アール
西ノ島町	全域	20アール
知夫村	全域	20アール
隠岐の島町	全域	30アール

## 備考

この表の旧市町村の区域は、昭和25年 2月 1日現在のものである。ただし、松江市のうち旧島根町の区域、旧玉湯町の区域及び旧八束町の区域は平成17年 3月30日現在、出雲市のうち旧佐田町の区域は平成17年 3月21日現在、益田市のうち旧美都町の区域は平成16年10月31日現在、津和野町のうち旧日原町の区域は平成17年 9月24日現在のものである。海士町のうち農村基盤整備事業は換地告示年月日が昭和60年 3月22日、昭和63年12月27日及び平成 2年 2月20日のもの、中山間地域総合整備事業は換地告示年月日が平成 5年 3月23日、平成 7年 3月24日、平成10年 3月24日、平成15年 3月14日、平成15年 3月25日、平成16年 3月26日、平成17年 3月15日及び平成19年 3月13日のものである。

## 島根県告示第483号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成20年 5月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所  
邑智郡美郷町信喜571 - 8
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

---

島根県告示第484号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成20年5月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

鹿足郡吉賀町柿木村大野原389 - 1、962 - 3、964 - 1、965 - 1

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び吉賀町役場に備え置いて縦覧に供する。)

---

島根県告示第485号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成20年5月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

鹿足郡吉賀町抜月2110、2111、2143から2145まで、2146 - 1、2147から2149まで、2150 - 1、2150 - 2、2151、3041

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。



( 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び吉賀町役場に備え置いて縦覧に供する。 )

島根県告示第486号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第 4 項において準用する同法第28条第 6 項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年島根県規則第69号）第21条の規定により告示する。

平成20年 5 月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

月 日	時 間	場 所	案 件
6 月19日	10時～	安来市宇賀荘町98 - 1 安来市宇賀荘交流センター	清水特別保護地区の指定について
6 月19日	13時30分～	安来市安来町1281 - 1 安来市社日交流センター	社日特別保護地区の指定について
6 月20日	13時～	隠岐郡知夫村大字郡1065 知夫村役場機能訓練室	波加島特別保護地区の指定について
6 月24日	14時～	隠岐郡隠岐の島町布施218番地 4 隠岐の島町布施支所大集会室	大満寺特別保護地区の指定について

島根県告示第487号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成20年 5 月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種 類	路 線 名	道 路 の 区 域			管轄する地方機関の名称	備 考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長			
一般国道	184号	出雲市佐田町反辺1648番26地先から同町八幡原800番 2 地先まで	前	メートル 11.00～ 36.00	メートル 197.00	出雲県土整備事務所 不用物件発生 減幅 払下げ	
			後	11.00～ 34.00	197.00		
県 道	御津東生馬線	松江市鹿島町南講武977番 1 地先から同町名分1436番 4 地先まで	前	A	2.50～ 26.00	440.00	松江県土整備事務所 左記の A 及び B は関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 市道移管
				B	12.00～ 64.50	260.00	
			後	B	12.00～ 64.50	260.00	
		出雲市平田町字横撫532番 5 地先から同町字城の前498番12地先	A	8.00～ 10.00	80.00	左記の A 及び B は関係図面に表	

"	鱈淵寺線	まで	前 B	9.00~ 31.00	217.00	出雲県土整備事務所	示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 市道移管 河川管理者へ移管
		出雲市平田町字横撫532番5地先から同町490番1地先まで		後 B			
"	黒沢安城浜田線	浜田市弥栄町大坪2番地先から同787番3地先まで	前 A	4.50~ 50.00	184.00	浜田県土整備事務所	左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 市へ移管 払下げ
			前 B	14.00~ 63.00			
			後 B	14.00~ 63.00	170.00		
"	浜田商港線	浜市長浜町699番6地先から同地先まで	前	15.00~ 18.00	22.00	浜田県土整備事務所	不用物件発生 減幅 払下げ
			後	15.00~ 16.00			
"	弥栄旭インター線	浜田市弥栄町大坪2番地先から同787番3地先まで	前 A	4.50~ 50.00	184.00	浜田県土整備事務所	左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 市へ移管 払下げ
			前 B	14.00~ 63.00			
			後 B	14.00~ 63.00	170.00		

島根県告示第488号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成20年5月27日

島根県知事 溝口善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	432号	安来市広瀬町菅原843番1地先から同899番地先まで	メートル 262.00	平成20年 5月27日	松江県土整備事務所広瀬土木事業所	
県道	玉湯吾妻山線	松江市玉湯町大谷200番21地先から同221番1地先まで	298.00	平成20年 5月27日	松江県土整備事務所	
"	六日市錦線	鹿足郡吉賀町六日市485番1地先から同町有飯74番2地先まで	240.00	平成20年 5月27日	益田県土整備事務所津和野土木事業所	

## 公 告

薬事法（昭和35年法律第145号）第36条の4第1項の規定により、平成20年度登録販売者試験を次のとおり実施する。  
平成20年 5月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 試験日時

平成20年 8月26日（火）午前10時から午後 3時30分まで

## 2 試験場所

- (1) 松江会場 松江市東津田町1741 - 1 松江合同庁舎  
松江市西川津町1060 島根大学
- (2) 浜田会場 浜田市片庭町254 浜田合同庁舎  
浜田市野原町2433 - 2 島根県立大学

## 3 試験の実施方法

筆記試験として、次の事項について行う。

- (1) 医薬品に共通する特性と基本的な知識  
(2) 人体の働きと医薬品  
(3) 主な医薬品とその作用  
(4) 薬事に関する法規と制度  
(5) 医薬品の適正使用と安全対策

## 4 試験願書の請求先

- (1) 県内居住者は、住所地を管轄する保健所に請求すること。  
(2) 県外居住者は、島根県健康福祉部薬事衛生課（〒690 - 0887松江市殿町128番地）に請求すること。  
なお、郵送する場合は、封筒の表に「登録販売者試験願書請求」と朱書きし、80円切手をはった、あて先明記の返信用封筒を同封すること。

## 5 提出書類

- (1) 試験願書（登録販売者試験規程（平成20年島根県告示第276号）様式第1号によること。）正副2通  
(2) 写真（出願前6月以内に撮影した正面上半身、脱帽、縦4.5センチメートル、横3.5センチメートル、裏面に氏名を記載したもの）を、受験票（登録販売者試験規程様式第3号によること。）にはり付け、氏名及び撮影年月日を記載したもの1通  
(3) 次に掲げる受験資格を有することを証明するいずれかの書類（氏名が婚姻その他の理由により現在の氏名と異なる場合には、戸籍謄本又は抄本（発行後6月以内のもの）を添付すること。）1通  
ア 薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下「規則」という。）第159条の5第2項第1号から第3号までのいずれかに該当する者にあつては、卒業証明書（原本）  
イ 規則第159条の5第2項第4号に該当する者にあつては、卒業証明書（原本）及び実務経験（見込）証明書  
ウ 規則第159条の5第2項第5号に該当する者にあつては、実務経験（見込）証明書  
エ 規則第159条の5第2項第6号に該当する者にあつては、知識経験を証する書類

## 6 受験手数料

14,000円に相当する額の島根県収入証紙を試験願書の正本にはり納めること。  
この収入証紙には消印しないこと。  
なお、納付された受験手数料は、原則として返還しない。

## 7 試験願書の受付期間

平成20年 6月9日（月）から同年 6月20日（金）まで

なお、郵送の場合は、6月20日付けの消印のあるものまでを有効とする。

8 試験願書等の提出先

- (1) 県内居住者は、住所地を管轄する保健所に提出すること。
- (2) 県外居住者は、島根県健康福祉部薬事衛生課へ提出すること。

9 合格者の発表

平成20年9月26日(金)に島根県庁前及び各保健所の掲示板並びに島根県ホームページに合格者の受験番号を掲載するとともに、合格者には合格証を交付する。

10 その他

この試験についての問い合わせは、最寄りの保健所又は島根県健康福祉部薬事衛生課・営業指導グループ(電話0852-22-6529)にすること。

---

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成20年5月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 開発区域

安来市飯島町字藤木311番1  
安来市飯島町字藤木309番4の一部  
面積 857.41平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安来市安来町1621番地  
田中 祥子

---

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成20年5月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 開発区域

出雲市矢野町67番1、68番1、69番1、70番1、83番1、84番1、85番1、85番2、86番1  
出雲市矢野町72番4の一部  
面積 7,626.73平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

出雲市今市町北本町2丁目9番7号  
株式会社 田中種苗  
代表取締役 田中 充

---

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成20年5月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 開発区域  
八束郡東出雲町大字揖屋町字中原423番、426番 1  
面積 2,001.41平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
八束郡東出雲町大字揖屋町536番地  
石原 隆市

次の宅地建物取引業者の所在を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条第 1 項の規定により公告する。

当該宅地建物取引業者から平成20年 6月26日までに所在の申出がないときは、同項の規定により当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成20年 5月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 宅地建物取引業者の名称及び代表者の氏名  
安藤建設株式会社  
代表取締役 安藤 秀賢
- 2 宅地建物取引業者名簿に登載された事務所の所在地  
浜田市日脚町184 - 1
- 3 宅地建物取引業者名簿に登載された代表取締役の所在  
浜田市日脚町184 - 1

### 教 育 委 員 会 告 示

#### 島根県教育委員会告示第 1 号

平成17年 9月22日に名称変更された次の博物館について、博物館法（昭和26年法律第285号）第13条第 2 項の規定により、平成20年 5月27日、登録事項を変更した。

平成20年 5月27日

島根県教育委員会委員長 北 島 建 孝

#### 1 登録事項

登録番号	設置者の名称	博物館の名称	博物館の所在地
第14号	安来市	安来市立加納美術館	安来市広瀬町布部345番地27

#### 2 変更事項

- 博物館の名称
- （変更前） 安来市立加納美術館
- （変更後） 安来市加納美術館

